富山県立高岡南高等学校

いじめが起こったときの組織的な対応

1 発見

日常の観察・教育相談・アンケート・周囲等からのいじめに関わる情報
（いじめが疑われる情報、人間関係に関する悩みを含む）

時間的な目安

2 情報収集

報告
（法で規定）

※抱え込みがないよう相談しやすい雰囲気をつくる

情報を得た教員

いじめに係わる情報は
必ずいじめ対策組織に報告

担任・学年主任 ↘
↓ 教頭 → 校長
生徒指導主事 ↗
（組織招集・指示）

◎ **保護者から訴えがあった場合**
直ちに家庭訪問するなど誠実に対応する
※ 温かく、中立的に、「感情に」寄り添って話を聞く
（早期にSC面談）

適宜連絡 ※ 明らかになった事実や経過を正確に伝える

即日対応

3 事実確認

学校いじめ対策委員会（緊急対策会議）
情報の集約（記録・整理）
共通理解
調査方針・役割分担決定

保護者
教育委員会
報告・支援

SC・SSW等外部専門家

◎ **いじめ重大事態の場合** 疑いも含め教委に相談・報告

事実の確認
○ 過去のアンケートや面談内容の確認
○ 関係者へ聴き取り（生徒の聴き取りは、一斉に行う）
被害生徒 加害生徒 周囲のもの（観衆・傍観者を含む）保護者
※ いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように（５Ｗ１Ｈ）
※ 「直接見た・聞いた」「他者が見た・聞いた」を明らかにし、正確に事実を記録する
※ 参考：「いじめ事案に係わる児童生徒からの聴き取りの際の留意事項」

4 方針決定

学校いじめ対策委員会（緊急対策会議）
報告・事実関係の把握
組織的な対応の実施
指導方針・役割分担決定

適宜連絡 ※ 明らかになった事実や経過を正確に伝える
保護者
教育委員会
報告・支援

概ね１週間以内

※ 職員会議でも報告し、教職員全体で情報を共有し、共通理解を図る

5 対応・経過観察

いじめ解消に向けた対応（参考：「いじめ対策ハンドブック」）

被害生徒への支援	加害生徒への指導・支援	観衆・傍観者への指導・支援
・ 受容と共感 ・ 徹底して守り通す ・ 安全と安心の確保	・ いじめの背景にある心の痛みを受容 ・ 仕返し行為の防止	・ 心の痛みを共有 ・ 集団としての秩序の維持

保護者への対応
・事実の報告 ・思いの受容 ・理解と協力の要請
※ 「怒り、悲しみ、くやしさ」を受容し、これまでの努力と支援をねぎらう
※ 「被害生徒・加害生徒の未来のために」という目標を共有する

解消に向けた継続指導
観察
再発防止

※ いじめの解消・再発防止に向けた対応や学校だけでは困難な事案対応に緊密な連携
（早期からの連絡・解消）

○ ＳＣ・ＳＳＷ等外部専門家
○ 関係機関
（警察・児童相談所等）
○ 地域

少なくとも３ヶ月は見守る

新たな未然防止の取り組み
（ＰＤＣＡサイクルで検証）

※ 解消の条件
① いじめの行為が少なくとも３ヶ月止んでいる
② 心身の苦痛を感じていない